平成２９年（フ）第１９９号
川崎市中原区木月３丁目45番18号
破産者　株式会社慶春舎
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
川崎市幸区東小倉22番７号
破産者　朝日工業株式会社
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６５号
川崎市高津区坂戸３丁目２番２号
破産者　株式会社朋和工事
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３３号
川崎市高津区溝口１－８－21溝口フジビル３Ｆ
破産者　株式会社ＴＯＲＵＳ
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
静岡県富士市天間1020番地の５
破産者　有限会社アイオス
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２３７号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2669番地の58
破産者　株式会社アルポス
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
岡山市北区富田330番地２　富田コーポ２号、旧住所岡山県和気郡和気町宇生582番地１
破産者　今富　裕二
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６０号
岡山市北区花尻みどり町７番地121セトルマンション生和301
破産者　中村　一枝
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００号
岡山市中区国富１丁目３番４号　藤原アパート（２Ｆの左）
破産者　田文久美子（旧姓新川）
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０８号
岡山市南区新保1105番地10　スカイハイツ103
破産者　舟橋　泰代（旧姓松本）
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４４７号
神奈川県平塚市田村５丁目22番26―302号クラベールⅠ、開始決定時の住所静岡県伊豆の国市守木65番地の１
破産者　塩見　　隆
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
静岡県三島市光ケ丘（３丁目）24番地の１Ｓ２―403、開始決定時の住所静岡県三島市富士見台49番地の11
破産者　竹上　長美
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
静岡県駿東郡小山町湯船115番地の３　町住湯船団地56号
破産者　長嶋　伸司
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
栃木県小山市東間々田２丁目４番41号、従前の住所栃木県栃木市大平町富田1004番地１
破産者　木村　浩一
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第７８号
栃木県下野市小金井3009番地103
破産者　町田　哲也
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１９３号
埼玉県久喜市久喜東５丁目４番18―408号
破産者　椎野　桂子
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西４丁目２番地14、旧住所埼玉県加須市南大桑1006番地１
破産者　森　　真純
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
東京都新宿区西新宿５丁目25番14―601号
破産者　宍戸　　晋
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０２号
愛知県豊橋市東田中郷町７番地　Ｒｅｓｉｄｅｎｚａ　Ｎｉｋｏｕ201号、住民票上の住所愛知県豊橋市東雲町56番地の１
破産者　栗本　清光
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部